

「要件事実シリーズ」の新法編！
特別法が適用される事例を徹底解説

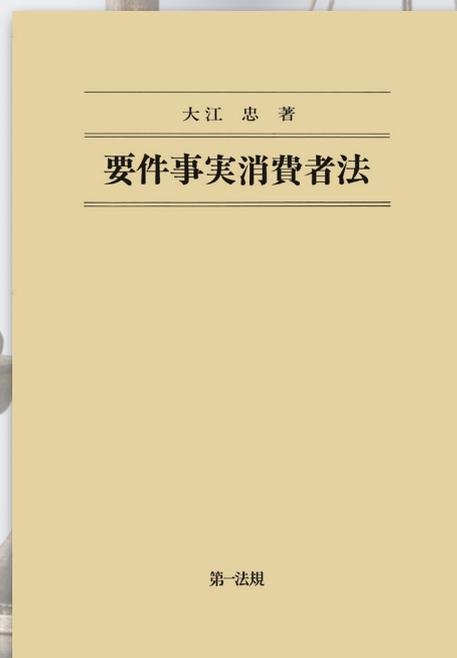
要件事実消費者法

[著] 大江忠

A5判／704頁 定価：7,370円(本体：6,700円＋税10%)

本シリーズの特長

- ・要件事実に着目し、条文ごとに解説！
- ・豊富な判例情報や学説をまとめた充実のシリーズ！
- ・訴訟物、請求原因ごとに解説！
答弁書作成のヒントに！



第4版 要件事実民法 全9巻

好評発売中

(1) 総則<補訂版>	(5)-1 契約I<補訂版>
(2) 物権	(5)-2 契約II<補訂版>
(3) 担保物権<補訂版>	(6) 法定債権
(4) 債権総論<補訂版>	(7) 親族<補訂版>
	(8) 相続<補訂版>



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Contents

第1編 消費者契約法

- 第1章 総則[1条-3条]
- 第2章 消費者契約
- 第3章 差止請求[12条・12条の2]
- 第4章 雑則[48条]

第2編 特定商取引に関する法律

- 第1章 総則[1条]
- 第2章 訪問販売
- 第3章 通信販売
- 第4章 電話勧誘販売
- 第5章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の適用除外[26条]
- 第6章 連鎖販売取引
- 第7章 特定継続的役務提供
- 第8章 業務提供誘引販売取引
- 第9章 訪問購入
- 第10章 差止請求権[58条の18]
- 第11章 雑則[59条・59条の2]

第3編 割賦販売法

- 第1章 割賦販売[1条]
- 第2章 前払式割賦販売
- 第3章 ローン提携販売
- 第4章 信用購入あっせん
- 第5章 前払式特定取引

第4編 消費者の財産的被害の集団的な回復のための 民事の裁判手続の特例に関する法律[1条・3条・5条]

民事規律一覧 143

取引形態	クーリングオフ*1 法定返品権*2	過剰販売 解除*3	取消権*4	中途解約 権*5	損害賠償 額の制 約*6	物品引渡 拒絶権*7
訪問販売・2 条1項	9条 (8日)	9条の2	9条の3		10条	
通信販売・2 条2項	15条の3 (法定返品 権)		15条の4			
電話勧誘販 売・2条3項	24条 (8日)	24条の2	24条の3		25条	
連鎖販売取 引・33条1 項	40条 (20日)		40条の3	40条の2 第1項、 2項	40条の2 第3項、 4項	
特定継続的役 務提供・41 条	48条 (8日)		49条の2	49条1 項	49条2 項	
業務提供誘引 販売取引・51 条	58条 (20日)		58条の2		58条の3	
訪問購入・58 条の4	58条の14 (8日)				58条の 16	58条の 15
法律効果	契約申込み の撤回・解 除	契約申込み の撤回	契約申込み・承 諾	契約解除 の取消し	無効	物品の引 渡拒絶

*1 クーリングオフ
クーリングオフの行使期間は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入では8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引では20日間である。行使期間の起算日は契約時ではなく法定的書面交付時である。事業者が書面を交付しない場合や、書面は交付されているもののその記載に不備がある場合や偽物の記載がある場合にはクーリングオフ期間が進行せず、上記期間経過後であっても、クーリングオフ権を行使することができる。本法所定の書面の記載要件は厳格に解されており、また、記載要件が欠けている場合、他の文章の記載をもってこれを補充できない(取組指針平成16年7月29日印刷版第180頁(2810473))。消費者が契約について再考し、クーリングオフ権を行使するか否かを判断するためには、契約

特定商取引に関する法律第2条 151

が指定消耗品を使用・消費したことが争点となった事案である。

請求原因 1 XはYとの間で、本件目的物を代金100万円で購入する契約を締結したこと

*実際は、多くの場合X(会社)の販売員がYとの間で契約を結んでいるのであるが、その代理関係については争いが無いときは、上記のように代理関係を省いた記載がされる。以後の設例においても代理関係を逐一記載するのは煩雑なので省略している。

(クーリングオフ)

注 1 Xは、事業者(販売業者又は役務提供者事業者)であること

2 請求原因1の売買契約は、Xの営業所等以外の場所にてYから申込みを受け若しくはYの承諾を受ける方法、又は営業所等において取引を行う方法であって、次のいずれかに該当する顧客Y(特定顧客)を相手方とする方法であること

(1) 路上等で呼び止めて営業所等へ同行させた顧客

(2) 勧誘の意図を告げずに営業所等への来訪を要請した顧客

(3) 著しく有利な条件で商品の購入等ができたことと告げて営業所等への来訪を要請した顧客

*東京裁判所平成11月14日判タ1478,56〔28284288〕は、訪問販売について、「特定商取引に関する法律第2条1項1号所定の訪問販売に係る契約とは、販売業者又は役務提供者事業者が営業所等以外の場所において、売買契約又は役務提供契約の申込みを受け若しくは締結されたものと定義されており、また、主務官庁においては、営業所等とは、(1)営業所、(2)代理店、(3)商店、売店その他これらに類する店、(4)一定の期間にわたり、商品を陳列し当該商品を販売する場所であって店舗に類するものである旨を定めている(特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令89号)1条各号)。

また、特定商取引に関する法律第2条1項2号所定の訪問販売に係る契約とは、販売業者又は役務提供者事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等へ同行させた者との接触等で定める方法により誘引した者から売買契約又は役務提供契約の申込みを受け若しくは締結

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書(第一法規刊)		
書名	価格	部数
要件事実消費者法	[077503] 定価7,370円(本体6,700円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	3万円以下の場合、440円(税込)	10万円以下の場合、660円(税込)
	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。		

年 月 日

〒

ご住所

〒

事務所名 公用 私有

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974